

● 給与所得者異動届出書の記載の仕方

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

青森県三戸郡 南部町長 あて		所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号		1 現年度 2 新年度 3 両年度		宛名番号		
年月日提出			(特別徴収義務者) 給与支払者		連絡先				
氏名 (旧姓)		特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 月分 月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア-イ) 円	異動年月日 年 月 日	異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 その他 ()	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 普通徴収 (退職者本人が納付 する) 2 一括徴収→①へ (残額を退職等の際 に徴収) 3 特別徴収継続→ ②へ (別の事業所で徴収)	退職までの 給与支払額 円	
フリガナ									除 社会保険料額 円
旧住所 (1月1日現在の住所)									
現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)									

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

届出書の内容について回答できる方の連絡先を記入してください。

1月1日から退職時までの給与(賞与)支払額合計と、控除された社会保険料の額を記入してください。

必ず該当項目に○印をつけてください。
1 普通徴収
残額を異動者本人が個人の納付書を用いて納付する場合。
2 一括徴収
残額を異動者から全額徴収し一括で納入する場合。
3 特別徴収継続
転勤等により新勤務先で給与天引を継続する場合。

一括徴収した税額と納入する月分を記入してください。

新勤務先に、当町の指定番号がある場合は、その番号を記入し、指定番号が無い場合は、新規を○で囲んでください。

税額通知書の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。

税額通知書の「特別徴収税額」を記入してください。

異動者の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収した総額を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収税額を差し引いた額を記入してください。

転勤等の異動により、特別徴収を継続する場合に、新勤務先で記入してください。

① 未徴収税額(ウ)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由		一括徴収予定額 合計 (上記(イ)と同額) 円	一括徴収した税額 円 (ウと同額) は 月分 (月 日納期限) で 納入します。
1 異動が	年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)。		
2 異動が	年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。		

② 転勤等による新しい勤務先で、特別徴収の継続をする場合は、次の欄に記入してください。

月割額 円を 月分から徴収して納入します。	新しい勤務先 (給与支払者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号 (新規)
		フリガナ	
	氏名	氏名	氏名
	電話	電話	電話
納入書の使用について、該当する番号に○印をつけてください。		1 使用する 2 金融機関の納入代行を利用するので使用しない 3 自社作製の納入書を使用するので使用しない	

- ◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。
- ◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- ◎ 転勤等により新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段(②)の事項を記入し、提出してください。